回 答 書

令和8年10月21日

下記のとおり回答します。

公告日	令和8年10月13日	
案件名	対馬市CATV施設指定管理者募集要項に係る内容について	
No.	質問事項	回答
1	【募集要項(2. 申請資格について)】 申請資格にある「対馬市内に事務所又は事業所を置き」とありますが、現在対馬市内に事務所等がありません。応募は可能でしょうか？	現時点で市内に事務所又は事業所がない事業者様であっても、申請時(応募書類の提出時点)において対馬市内に事務所又は事業所が設置されていれば、単体での申請資格を満たします。 したがって、申請時までに市内に事務所等を設置(開設等)される予定があれば、必ずしも他法人とコンソーシアムを組む必要はなく、単体でのご応募が可能です。
2	【募集要項(2. 申請資格について)】 申請資格(6)～(8)の資格・会員要件について、現在市内に事業所を置く対象事業者は限定されているようですが、新規参入事業者でも応募資格を満たすことはできますか？	可能です。本要項における資格要件((8)一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟への加盟等を含む)は、現在市内に拠点がある事業者に限らず、今後市内に新たに事務所等を設置・開設される事業者様や、新たに加入手続きを行われる事業者様が増加すること等も含め、幅広く想定して設定している規定です。 申請時までに市内に事務所等を設置し、指定の資格・会員要件を満たすことで、等しくご応募いただけます。
3	【募集要項(2. 申請資格について)】 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟への加入手続きを行っている最中(申請中)ですが、応募資格を満たしますか？	指定管理期間の開始日(令和 9 年 4 月 1 日)までに正式加入していることが必須となります。申請時点(応募書類提出時)で手続き中である場合は、申請中である旨および加入予定年月日を証する証明書類(過去の加入実績があればその資料も添付)をご提出ください。なお、理事会等で正式に加入が決定した後は速やかに証明書類をご提出ください。

No.	質問事項	回答
4	【募集要項(2. 申請資格について)】 対馬市内に設置する事務所の証明として、どのような書類が必要ですか？	申請資格を有していることを証する書類として、対馬市内の住所が記載された法人の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)等の正式な証明書類の提出が必要となります。
5	【募集要項(6. 利用料金に関する事項について)】 テレビ放送等の利用料金収入および NTT 西日本の伝送路利用料の扱いについて教えてください。	NTT 西日本の伝送路を使用している場合であっても、テレビ放送利用料は原則として全額(一般世帯 1,047 円/月、事業者 2,095 円/月)が指定管理者の収入となります。 本来であれば NTT 西日本への支払いがフレッツ・テレビ伝送サービス料 495 円とフレッツ光マイタウンネクストファミリーライトタイプ 1,980 円を合わせた 2,475 円となりますが、今回の移行に伴い住民負担が増加しないよう、対馬市と NTT 西日本との契約に基づき、市から NTT 西日本へ直接支払うこととしております。 一方、テレビとインターネットの両方を利用する世帯につきましては、フレッツ・テレビ伝送サービス料として NTT 西日本から利用者へ直接 495 円が請求される仕組みとなっております。一般世帯 1,047 円/月を超えないよう、495 円を差し引いた 552 円が指定管理者の収入となります(詳細は別紙をご確認ください)。
6	【募集要項(6. 利用料金に関する事項について)】 利用料金の減免世帯の扱いはどのようになりますか？また、現在の対象世帯数を教えてください。	減免対象世帯に係る減額分については指定管理者の収入にはなりません。 なお、本日時点における減免世帯数は以下のとおりです。 ・全額免除世帯(生活保護世帯等) 約 570 世帯 ・減額世帯(障害者非課税世帯等) 約 140 世帯

別　紙

テレビのみ利用者

月額利用料	
一般住宅	1,047円
事業所	2,095円

	ご請求額		料金支払先
放送サービス	一般住宅 1,047円	事業所 2,095円	指定管理者から 利用者へ請求
マイタウン利用料 ＋伝送サービス	2,475円		NTT西日本から 対馬市へ請求

テレビ＋インターネット利用者

月額利用料	
一般住宅	1,047円
事業所	2,095円

＋

インターネット利用料（コラボ事業者より別途利用者へ請求）

	ご請求額		料金支払先
放送サービス	一般住宅 552円	事業所 1,600円	指定管理者から 利用者へ請求
	＋	＋	
伝送サービス	495円		NTT西日本から 利用者へ請求